

## 「週休2日確保工事（漁港漁場（港湾）工事）」Q & A

**Q 1 : 毎週必ず2日以上の休日を確保しなければならないのか。**

A 1 : 経費補正の実施や工事成績評定への反映は4週8休の達成が条件であるため、4週間（1期間）内で8休日を確保すればよく、必ずしも毎週2日以上の休日を確保しなければならないものではありません。しかしながら、建設業における担い手確保を図るための取組の趣旨を考慮し、週休2日の確保に努めてください。

**Q 2 : 午後のみ休工、又は午前のみ休工とした場合、0.5日閉所として扱われるか。また、月曜日午後から火曜日午前等、連続した半日単位で現場閉所を計画した場合は、合せて1日閉所となるのか。**

A 2 : 1日を通して現場を閉所する日を現場閉所日と定義していますので、終日現場閉所しない場合には、現場閉所日として扱いません。また月曜日午後から火曜日午前の連続した現場閉所についても、両日とも出勤日として扱うため、1日閉所日にはなりません。

**Q 3 : 週休2日の確保を理由に、工期延伸は認められるか。**

A 3 : 週休2日の確保を理由にした工期延伸は認められませんが、次に示すような受注者の責によらない理由の場合は発注者と工期の延伸について協議して下さい。

- ・受注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ・著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ・工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ・その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

**Q 4 : 工期延伸した場合の週休2日確保工事の対象期間の考え方はどうなるのか。**

A 4 : 工期延伸した場合は、その分、週休2日確保工事の対象となる期間も延伸されます。延伸した期間も含めて、週休2日確保工事の取組を実施して下さい。

**Q 5 : 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業とはどのような作業か。**

A 5 : 次のような場合が考えられます。

- ・現場内の定期的な巡回パトロール
- ・現場内で災害の発生が予想される場合の予防作業（立入禁止柵の設置、飛散防止策等の第三者被害の防止作業など）、現場での災害発生時の対応作業
- ・現場内に存置したポンプや発電機等の機器の維持管理や重機等の保守点検
- ・現場内における交通誘導警備

**Q 6 : 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業と認められないものとは。**

A 6 : 次のような場合は認められません。

- ・ 測量や丁張出し
- ・ 工事写真の撮影
- ・ 出来形測定
- ・ 現場事務所での書類作成等の事務作業など

**Q 7 : 工事途中で4週8休が達成できないことが判明した場合の対応はどの様にするのか。**

A 7 : 4週8休が達成できないことが判明した場合には、その日までの現場閉所状況を現場閉所履行報告書（様式3）により監督員に報告して下さい。こうした状況になった場合は、加点や経費補正は行いません。また、現場閉所履行報告書（様式3）提出以降の現場閉所計画・実績報告書（様式2）の提出は不要です。

**Q 8 : 現場完成日を含む1期間が4週に満たない場合はどうするのか**

A 8 : 4週8休達成の判断は1期間単位で行うため、現場完成日を含む期間が4週に満たない場合は、直前の1期間までを対象とし、4週に満たない半端の期間は対象としません。

**Q 9 : 4週8休に満たない場合は、達成率に応じた補正係数を適用するのか。**

A 9 : 達成率に応じた補正（4週7休、4週6休）の補正は行いません。